

## 関東東海北陸農業試験研究推進会議運営要領

### (趣旨)

第1 中日本農業研究センターは、研究業務実施規程（23規程第121号。以下「規程」という。）第13条第2項の規定に基づき、規程第1条に定める研究業務の効率的な実施及び研究成果の効果的な普及等により研究業務の波及効果を高める観点から、国、都県、大学、民間企業、関係団体又は関係する農研機構の部門・研究センター（以下「関係機関」という。）の協力を得て、関東東海北陸地域の農業に関する試験研究を対象とする関東東海北陸農業試験研究推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

### (招集)

第2 推進会議の招集及び主宰は、中日本農業研究センター所長（以下「所長」という。）が行う。

### (推進会議の構成)

第3 推進会議の構成者は、別表1の農研機構欄、都県欄、農林水産省欄の区分ごとに掲げる内部組織及び行政機関等（都県にあっては、当該都県の関係部局及び試験研究機関並びに当該都県が設立する地方独立行政法人を含む。）とする。

### (推進会議の運営)

第4 推進会議には、次の各号の掲げる会議を設け、運営する。

- 一 本会議
- 二 推進部会

### (本会議)

第5 本会議では、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 関東東海北陸地域における研究戦略の検討、研究ニーズの把握、産学官連携の推進、研究成果の普及・実用化の促進、人材育成を含む効率的な研究推進方策等の事項
- 二 その他必要な事項

2 本会議の構成者は、別表2に掲げる者のほか必要に応じ所長が指名する。

(推進部会)

第6 推進部会（以下「部会」という。）は別表3に掲げるとおりとし、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱（平成19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の2に規定する国が重点的に研究開発を推進すべき技術的課題
  - 二 当該部会の関わる専門分野を対象とした研究戦略、産学連携の推進、研究成果の普及・実用化促進に関する検討
  - 三 その他必要な事項
- 2 部会は、要綱第4の1に規定する地域研究・普及連絡会議との連携を図りつつ、毎年、適切な時期に開催する。
  - 3 部会長及び副部会長は、別表3により所長が指名する。部会長は、関係の試験研究推進状況を総合的に把握し、その推進を図るための会議を企画・立案し、その運営を行う。副部会長は部会長の任務を補佐する。
  - 4 部会の構成者は、別表4に掲げる者のほか必要に応じ部会長が指名する。
  - 5 部会は、他部会（他地域の部会を含める）との協調に基づき研究会等を合同開催し、共通の課題検討を行うことができる。なお、他地域との合同開催については、関係する各地域農業研究センターの所長の了解を得るものとする。
  - 6 部会は、必要に応じ分科会を設けることができる。
  - 7 部会は、部会長の責任のもとに研究会等を開催することができる。

(事務局)

第7 推進会議の総合調整等に係る事務を行うため、事務局を研究推進部におく。

附則

この要領は平成13年4月1日より施行する。

平成15年1月30日一部改正

平成16年1月29日一部改正

平成17年1月27日一部改正

平成18年4月1日一部改正（18中セ第06040147号）

平成20年4月1日一部改正（19中セ第08032103号）

平成23年4月1日一部改正（23中セ第11040188号）

平成28年5月17日一部改正（28中セ第0217003号）

平成30年4月24日一部改正（30中七第0124002号）

平成31年4月23日一部改正（31中七第0123006号）

令和2年1月14日一部改正

令和6年2月16日一部改正

別表 1 関東東海北陸農業試験研究推進会議の構成者

農研機構	都県	農林水産省
中日本農業研究センター	茨城県	大臣官房政策課技術政策室
果樹茶業研究部門	栃木県	農林水産技術会議事務局
野菜花き研究部門	群馬県	農林水産省関東農政局
畜産研究部門	埼玉県	農林水産省東海農政局
動物衛生研究部門	千葉県	農林水産省北陸農政局
農村工学研究部門	東京都	
食品研究部門	神奈川県	
生物機能利用研究部門	山梨県	
作物研究部門	長野県	
農業機械研究部門	静岡県	
農業環境研究部門	岐阜県	
植物防疫研究部門	愛知県	
基盤技術研究本部	三重県	
	新潟県	
	富山県	
	石川県	
	福井県	

別表2 本会議の構成員

都県	都県場所長 都県主務課長 試験研究機関の企画調整責任者
農林水産省	大臣官房政策課技術政策室担当官 農林水産技術会議事務局担当官 関東農政局担当官、東海農政局担当官、北陸農政担当官
農研機構	構成者となる各研究センター等の長及び企画部門の長
中日本農業研究センター	所長、研究推進部長、温暖地野菜研究領域長、転換畑研究領域長、水田利用研究領域長、事業化推進室長、産学連携コーディネーター、農業技術コミュニケーター、研究推進室長
推進部会	部会長、副部会長



別表 4 推進部会(研究会を含む)の構成員

農研機構	都県	農林水産省	その他の機関
部会長 副部会長 産学連携コーディネーター 農業技術コミュニケーター 部会に関する研究担当者	部会に関する部門の責任者及び研究担当者  普及部門の関係者	農林水産技術会議事務局担当官  関東、東海、北陸農政局担当官	必要に応じ部会長は招聘もしくは参加を認可する事ができる。  例：民間企業、大学、行政の関係者及び生産者(他地域の機関、関係者を含む)